

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

テレビ会議システムの賃貸借 一式

(2) 履行場所

鳥取市湖山町北五丁目 201

鳥取県教育センター Torikyo-NET 管理室

(3) 調達案件の仕様等

5 の(2)により交付するプロポーザル参加要領（以下「参加要領」という。）において示すところによる。

(4) 予算額

月額 109 千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)。なお、この金額は、テレビ会議システム（以下「システム」という。）の導入及び運用費用を含み、システム本稼働日である平成 19 年 7 月 1 日から発生するものとしている。

(5) 借入期間

平成 19 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日まで

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加を表明することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 19 年 4 月 17 日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者停止措置要綱(平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号)第 3 条の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(3) 平成 19 年 4 月 17 日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 本件業務の企画提案書の提出までに、平成 18 年鳥取県告示第 841 号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、リース・レンタルに係るものを有していること。

(5) 参加要領において示す基本導入方針を満たす者であること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、学校関係者等で構成するテレビ会議システム導入企画提案書評価委員会(以下「評価委員会」という。)において行う。

4 最優秀提案者の選定

評価委員会の評価で最も高い得点を獲得した者を、鳥取県教育センター所長が最優秀提案者として選定する。

5 手続等

(1) 担当部局

鳥取県教育センター 情報教育課 (担当 小椋 崇喜)

住所 〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目 201

電話 0857-28-2323

ファクシミリ 0857-28-8513

電子メール jyouhou@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

(2) プロポーザル参加要領等の交付

平成19年4月17日(火) から同月25日(水) までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に(1)の担当部局で交付する。

(3) 参加資格を有することを証明する資料の提出

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に示すところにより、この参加資格を有することを証明する資料を作成し、(1)の担当部局に、平成19年4月25日(水)午後5時までに持参すること。

(4) 企画提案書の提出

参加要領に示すところにより企画提案書を作成し、(1)の担当部局に平成19年5月2日(水) 午後5時までに持参すること。

(5) 質問の受付

この公告による選定について質問がある場合には、参加要領に示すところにより、質問書を作成し、電子メール又はファクシミリを利用して、(1)の担当部局に、平成19年4月20日(金) 午後5時までに提出すること。

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 参加費用

この公募型プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、参加する者の負担とする。

(2) 詳細は、参加要領による。